

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

労働保険料の取扱い

Q : 当社は、4月末決算法人です。労働保険の概算保険料を4月中に納付しましたが、税務上どのように処理すべきでしょうか？

A : 概算保険料のうち被保険者負担部分に相当する金額は立替金、それ以外は概算保険料に係る申告書提出日又は納付日の属する事業年度の損金の額に算入します。

【解説】

労働保険の保険料は、前年度の実績等に基づいて「概算保険料」を申告・納付し、保険年度経過後に保険年度の実際の賃金総額に基づく「確定保険料」の額を算定して、所定の方法により過不足額を精算することとされています。この概算保険料は、事業主負担分と被保険者負担分とから成っており、事業主負担分は保険年度の期間の経過に応じて損金の額に算入しますが、ご質問のような場合は、保険年度の期間が翌期以降に及ぶことから、前払費用となります。しかし、この場合は1年以内の短期前払費用ですから、概算保険料の申告書の提出日又は納付日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。一方、被保険者負担分については、納付時に立替金として処理し、月々の賃金支払時に徴収して精算することとなります。

なお、保険年度が終了し、確定保険料の額と概算保険料の額とに不足額又は過納額が生じた場合には、確定保険料に係る申告書の提出日又は納付日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に算入することとなります。

